

「果実飲料の日本農林規格の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和5年5月25日
農 林 水 産 省

果実飲料の日本農林規格の一部改正案について、令和4年7月13日から令和4年8月11日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、募集期間において、1者から1件の御意見が寄せられました。

それらの御意見に対する当省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

なお、本件については、パブリックコメントに付した案に技術的な修正を行った上で改正することとしました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
食品製造課
代表：03-3502-8111（内線4481）
直通：03-6744-7139